

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 (第1回) 議事要旨

- 1 日時：令和3年10月15日（金）10:30～11:50
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員
谷川座長、中村座長代理、山本構成員、巽構成員、長田構成員、増島構成員、森構成員
 - ・オブザーバー
小池日本郵便株式会社常務執行役員、大角日本郵政株式会社DX推進室長、赤阪個人情報保護委員会事務局参事官、西岡内閣官房郵政民営化推進室副室長、田邊デジタル庁参事官、小川総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長
 - ・総務省
金子総務大臣、中西総務副大臣、竹内総務審議官、今川郵政行政部長、高田企画課長、松田郵便課長、小林貯金保険課長、寺村信書便事業課長

4 議事

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ① 本検討会の運営について
 - ② 検討アジェンダ（案）について
 - ③ 意見交換
- (3) 閉会

5 議事要旨

- (1) 開会
(事務局より開会の宣言。また、会議の途中に、金子総務大臣より挨拶。)

金子総務大臣：今年7月に報告を取りまとめた、「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」では、日本郵政グループにおいて、DXの推進、郵便局が保有するデータの活用による地域課題の解決などの取組を進めることが提言された。日本郵政グループは、全国2万4,000局の郵便局ネットワークを通じ、様々なデータを保有しており、これを社会として有効活用するとともに、日本郵政グループとして新たなビジネスモデルを構築することは、今後の郵政事業の持続的な成長・発展に欠かせないもの。

他方で、利用可能なデータの範囲や活用に当たっては、その留意点について、様々な関係者と共に検討することが必要。構成員におかれては、信書の秘密や個人情報の保護を確保しつつ、郵便局が保有するデータの有効活用を促進するため、忌憚のない御議論をお願いしたい。総務省としても、しっかりと取り組んでまいります。

(2) 議題

① 本検討会の運営について

(事務局より、資料1-1に基づき、本検討会の開催要綱の確認、座長の選任及び座長代理の指名が行われた。また、資料1-2及び資料1-3に基づき、データの取扱いワーキンググループ及びデータ活用推進ワーキンググループの設置について説明があった。)

② 検討アジェンダ(案)について

(事務局より、資料1-4及び資料1-5に基づき、検討アジェンダ(案)及び検討スケジュール(案)について説明があった。

その後、群馬県前橋市長の山本構成員により、資料1-6に沿って、前橋市と地域の郵便局とのこれまでの連携概要や郵便局保有データの活用への期待について説明があった。)

③ 意見交換

(各構成員より、以下のとおり意見があった。)

増島構成員： 信書の秘密はとても難しい論点。郵便局データ活用の具体的なニーズを考えるには、先ほどの前橋市長の説明にあったような課題を克服するために何をすべきかを検討することが重要。

個人情報保護法との関係では、郵便局は情報を運ぶ人という位置づけで、個人情報取扱事業者としての独自の立場という位置づけとはされていないように見受けられる。その中で取得している情報をどのような形で活用できるかは、検討が十分になされていない部分もある。法律上難しい論点になるが、どう克服するかという方法について知恵を出し、構成員の皆様と検討していきたい。

中村座長代理： 郵便局が莫大なデータを保有しながら活用できていないという認識が本議論の出発点であるため、いかに活用するかという方向で検討を進めたい。一般の懇談会(デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会。以下同じ。)にて、日本郵政には、情報銀行やプラットフォームという攻めの展開を期待する旨と、民間企業の経営戦略としてデータ活用に関する経営の主体性を発揮してほしい旨を述べた。今回はこれを実装する段階と認識。

本検討会の発足を報じるニュースに関し、すでに様々な意見が表明されている。活用範囲を明確にしたガイドラインを作ることや、顧客データの活用促進を通じて各行政との連携強化を期待する意見もある一方で、データ活用ビジネスへの懸念や不安を表明する声もある。ガイドライン等の検討に当たっては、法令や国際動向等も踏まえつつオープンに議論していくことが重要である。特にこの分野は、法的な制約以上に、市場や社会の受容性及び運用の実現可能性が問われる面があるため留意したい。

巽構成員： 郵便局データの利活用を進めることが日本郵政グループの成長戦略として重要であるのはもちろんだが、それと同時に、車の両輪として、個人情報保護に関する適切な取組が伴わなければならない。先ほどの前橋市長からの説明のとおり、郵便局が公共的な事務を担う話が具体的に動き出していることもあり、適切な個人

情報保護の重要性を改めて強調しておきたい。前回の懇談会でも強調したことであるが、車の両輪を具体的に実現していく上で、今回の検討会は非常に重要である。

利活用の方向性の検討に関しても、ガイドラインの改正に関しても、日本郵便の現在までの取組を正確に把握することが出発点。そもそもどのようなデータをどう保有しているか、個人情報保護の取組がどのようになされてきたのかを確認する必要がある。また、前回の懇談会では、匿名化したデータを外部に提供する仕組みの活用も話題に出ていたため、令和2年法改正によって追加された個人関連情報と仮名加工情報のみならず、平成27年法改正によって追加された匿名加工情報の仕組みなども含めて、オブザーバーの個人情報保護委員会事務局と連携をして、ガイドラインの全般的な検討を改めてやっていただくことが必要ではないか。

信書の秘密に関しては、憲法に由来する通信の秘密からの議論と個人情報保護法制の具体的な仕組みとのかみ合わせを、法律論として詰めることが肝要と考える。

さらに、公的機関等への情報提供に関しては、ニーズも大きく、特に近年では災害、感染症対策で各所が適切にデータを共有しないことで問題が生じているというのが共通認識。オブザーバーの各省庁との連携を取りながら詰めていきたい。

また、郵政グループ内での利活用を視野に入れるのであれば、ゆうちょ、かんぽの事業を通じて他省庁の政策とも密接に関係することとなり、特に金融庁とも適切な連携の上で進めていくことも必要。

長田構成員： 郵便局は地元に着した存在であり、日本郵政が保有しているデータも国民の生活に関わるデータばかりが挙げられている。データ一覧に内容証明郵便データが挙げられているが、それをオリジナルデータと言えるのか等、様々な疑問がある。郵便局が保有する膨大なデータを適切に整理及び精査をして、郵便局の正当業務の中で得られたデータなのかを確認する必要がある。今般の検討会の立ち上げに係る報道に関して、車の保持の有無のデータを自動車販売事業に活用するような記事があったが、そのような情報が日本郵政の保有するデータになり得るのか。このことは総務省より事前配布された資料にも掲載されていた。その後の資料からは削除されているが、実際の郵便配達員がそのような情報収集の役割を要求されること自体がどうなのかも含めて、日本郵政にそのような展望がもしあるのであれば、やはりそこは正していきたい。少なくとも住民の信頼を壊さない形で、公共の福祉に役に立つようなデータの活用というのを検討したい。

森構成員： 通信の世界におけるデータ利用については、インターネットによって取得された利用者情報が利活用され、グローバルプラットフォームの大きな富の源泉になっていることは周知の事実であるが、現在その行き過ぎについて見直される局面にある。一番先を走っていたインターネットの世界ではそのようなことが起こっている。放送の世界においては、実際にはインターネットに繋がったテレビから視聴履歴等を取ることができるが、テレビが情報を取得していることはほとんどの方が御存じないかもしれない。データを取っているとは思わなかったということによる、慎重な利用を求める声があるということは、郵便においても注意すべき。郵便配達データ等が活用されることは、国民にとって、放送以上に想定されていないことであるので、そのような中で極端なアクセルを踏むと、ショックを受ける方が沢山出てくる。通信と放送を見ながら、社会の受容性を検討して進めていくのが良い。個人情報保護法の改正に関するガイドラインも同様。

また、公益目的についてしっかり検討する必要がある。個人情報保護法には、一

定の公益目的がある場合には本人の同意なく第三者提供してよい、本人の同意なく利用目的を変更してよいという規定があるが、何が正しい公益目的であるかは現在至るところで議論されている。ここで公益の検討を行い、そのような問題に対する一つの解を示すことができれば素晴らしいと思う。

最後に、オープンデータ基本指針の中では、個人情報を含むものというのは、公開することが適当でない情報の具体例とされていることを申し上げておく。

谷川座長： 一般の方もかなり注目をされている中で、できることとできないことを丁寧に本検討会で整理し、進めていきたい。より有効にデジタル社会をつくっていくためのデータ活用をどのような枠組みの中でやっていくことができるのかを議論させていただければと考えている。

その他、今後のワーキンググループの活動について、期待や注文等があればコメント願いたい。

増島構成員： 森先生から言及があったように、通信や放送といった他分野の論点と並びを取った状態のものでないとおかしなことになる。また、個人情報の第三者提供の例外がどのような場合に適用できるか等は、個人情報保護委員会の内部で緻密な議論を組み立てていると見受けられるので、そこから飛び出した議論は難しい。もしできるとするならば、なぜ郵便はできるのかということも整理しなくてはならない。関連する論点を扱う各省庁からの知見を借りる必要がある。

事務局（松田郵便課長）： 今回、オブザーバーとして、個人情報保護委員会や電気通信分野の個人情報保護を担当している総務省消費者行政第二課にも参画いただいている。また、ポストや郵便局の緯度経度等オープンにして良いものについてはオープンデータ化できるのではないかとこの観点から、デジタル庁にも参画いただいている。データの取扱いについて、これらの関係機関と連携を図って丁寧に検討してまいりたい。

巽構成員： 公的部門へデータを提供するという論点に関して、地方公共団体と弁護士会をセットにして「公的機関等」と呼んでいるが、個人情報保護法制上は両者の位置づけは全く異なるため、公益を詰める上では分けて議論する必要がある。ワーキンググループでは注意して進めていきたい。

また、公的機関の個人情報保護法制について、令和3年個人情報保護法改正後、行政機関のルールの中身はほとんど変わらないままであるが、行政機関が取得した情報をどのように活用するのかを合わせて検討する必要があり、それに関しては個人情報保護委員会の今後の展望を併せてお聞きしながら進める必要があると考えている。

（検討アジェンダ（案）につき、構成員からの異議はなく、本案をもって本検討会の検討アジェンダとすることが合意された。）

谷川座長： 今後はWGにおいて議論を進めることになるが、改正個人情報保護法を踏まえたガイドラインの改正に当たっては、日本郵便における個人情報の取扱いの実情を知る必要がある。また、何ができて何ができないのか、データ活用が可能な範囲や留意点を検討するには具体的なユースケース等を踏まえて検証することも必要。そのため、日本郵政、日本郵便においては、個人情報の取扱いの現状と、それから、議論のたたき台となるデータ活用のユースケース案を数多く提示し、各WGにおいて御説明いただきたいので、準備願いたい。

小池日本郵便常務： 日本郵便には、全国2万4,000の郵便局において、日々の郵便物、荷物の引受け配達や金融を取り扱っている。特に郵便については、ご存じのとおり、住所の情報、取扱い数量、顧客の在住の有無等の膨大なデータを保有している。これらのデータのデジタル化をして活用することで、内部的には業務の効率化を図ること、あるいは顧客の利便性改善という観点から検討を進めていきたい。

他方、日本郵政グループが保有するデータの活用について、今後どのようなデータが取得可能かをこれから検討する部分もある。民営化された企業であるため、ビジネスケースについての考えもあるが、ユニバーサルサービスを提供する公的な役割を持った企業であるため、公的な観点も非常に重要であると考えている。

既に日本郵便が顧客の車の保有情報や家族情報等を収集・保有している旨の報道も一部あったが、そのような取組は現状行っていない。郵便法上の信書の秘密及び個人情報保護法という両方の観点があるため、これまではかなり抑制的に運用をしてきた。今後どのようなデータ活用ができるのか、活用できる範囲はどこまでかについて、本検討会で議論いただきながら、会社として検討を進めてまいりたい。

本検討会において、日本郵便が保有する個人情報を利用するに当たっての留意事項や活用の方向性について議論、策定いただくことは、日本郵便にとっても大変ありがたい。日本郵便における個人情報の現状の取扱いや、議論のたたき台となるデータの活用のユースケースの案については、日本郵政グループ全体で取りまとめを行い、主にワーキンググループになるが、説明差し上げる。

大角日本郵政 DX 推進室長： 日本郵政グループは、グループ中期経営計画「JPビジョン2025」を本年5月に発表し、グループ横断的にDXの取組を進めていくとともに、顧客本位の観点からのデータの活用を行っていくことを示している。また、本年7月に出された総務省の懇談会の最終報告書において、データの活用の提言をいただくとともに、活用にあたってのセキュリティー、プライバシーガバナンス、市場や社会からの受容性といった留意点についても指摘いただいている。

日本郵政グループにおける顧客データは各事業、各システムに分散しているが、昨今、デジタルを活用した異業種間のID統合、ID統一化の取組により、業種を超えた一体的なサービスを顧客に提供する例も増えている。日本郵政グループも、顧客にメリットを感じていただけるようなデータの活用を進めていきたいと考えているが、法令の遵守及びセキュリティーの確保に加えて、構成員の皆様からご指摘いただいているとおり、市場や社会からの受容性を踏まえた納得感のある取組であることが必要であると認識している。

具体的なユースケースを踏まえたデータ活用の留意点や方向性についての検討の結果を踏まえて、今後、顧客にとって郵便局がより便利になるようにデータ活用を進めてまいりたい。

(3) 閉会

(中西総務副大臣より挨拶が行われたのち、谷川座長の宣言により閉会。)

中西総務副大臣： 構成員の先生方に感謝申し上げます。本日は郵便局が保有するデータの利活用について、様々な観点からご意見をいただきました。また、前橋市の山本市長のご説明により、空き家対策や災害時の安否確認等、地域の現場課題に郵便局データを活用するといった、行政の立場からの意見もいただきました。理念を持ちながら、現場の意見も大切に議論の中に混ぜ込んでいきたい。

特にプライバシー保護、信書の秘密及び社会的受容性について検証を重ねる必要がある。一方で、DX社会の進展、あるいは今後の日本社会をどのように変容させていくかは非常に大事な論点であるため、公益性や公共性にも十分に配慮しながら議論を進めていくことを期待する。総務省としてもしっかりと取り組んでまいりたい分野であるため、来年に向けて非常にスケジュールもタイトな取りまとめであるが、活発な議論をお願い申し上げます。

(以上)